

「やまぐち発新製品」ロゴマーク使用規定

1 趣旨

この規定は、「やまぐち発新製品」各製品の県内外への販路拡大に向けたPRに利用するため、「やまぐち発新製品」を製造している企業(以下「製造企業」という)各社の協力により制定した「やまぐち発新製品」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)を使用するに当たっての必要な事項を定めるものである。

2 ロゴマークの使用対象

ロゴマークは、「やまぐち発新製品」に限定して表示を認める。「やまぐち発新製品」以外の製品へのロゴマークの表示や誤解を招くような表示方法は行わないこと。

3 ロゴマークの使用方法

ロゴマークは、各製造企業が、1の趣旨を踏まえて、パンフレットや製品本体等に表示するなどして使用できるものとする。

4 デザインの使用にあたっての制限

(デザインの改変)

ロゴマークのデザインの一部を変更して使用することを禁止する。

(縦横比)

ロゴマークを拡大または縮小して使用する場合は縦横比の変更はしないこと。

(表示サイズ)

表示サイズは横幅 1.0cm以上とする。

(表示色)

ロゴマークの表示色は、規定の着色によるカラー表示またはモノクロ表示とする。

《表示色》

